

# 「Q&A で学ぶ CPRA カリフォルニア州プライバシー権法」

## 全目次

はじめに

第 1 章 成立の背景／主な改正内容／GDPR・日本法との比較

1. CPRA 成立の背景
2. CCPA からの主な改正内容
3. GDPR および個人情報保護法との比較

第 2 章 CPRA 前文

1. 本法の名称
2. CPRA 制定の前提となる認識
3. CPRA の目的および趣旨

第 3 章 CPRA 本文解説

1. CPRA 規則

- Q1: CPRA 規則とは？  
Q2: CPRA 規則の制定時期・制定者は？

2. CPRA の成立・施行・執行開始時期

- Q1: CPRA の正式成立日は？  
Q2: CPRA の施行時期は？  
Q3: CPRA の執行時期は？  
Q4: CPRA の成立・施行・執行日程をまとめると？  
Q5: CPRA への対応準備はどのようにすれば？

3. CPRA 上の「消費者」概念

- Q1: 「消費者」とは？

4. CPRA 上の「個人情報」概念

- Q1: 「個人情報」とは？  
Q2: CPRA 上 Cookie は個人情報？  
Q3: 新たに導入された「機微個人情報」とは？  
Q4: 個人情報に該当しない情報の範囲に変更？  
Q5: 「非識別化」要件が厳格化？  
Q6: 「集合消費者情報」／「仮名化」概念は変更なし？

5. 「事業者」概念／域外適用

- Q1: 「事業者」とは？  
Q2: 第 1 の事業者とは？  
Q3: 第 2 の事業者とは？  
Q4: 第 3 の事業者とは？

Q5: 第4の事業者とは?

6. 個人情報の「販売」および「共有」概念

Q1: 個人情報の「販売」とは? / DMP ビジネスは?

Q2: 「共有」(「クロスコンテキスト行動広告」目的の開示)とは?

Q3: CPRA で「共有」の定義が新設された理由は?

Q4: 「販売」から除外される開示行為とは?

Q5: 消費者の意思等に基づく開示の除外とは?

Q6: 販売オプトアウト等警告のための利用の除外とは?

Q7: 合併等に伴う個人情報移管の除外とは?

Q8: 「共有」から除外される開示行為とは?

Q9: 「サービス提供者」/「契約業者」への開示の例外とは?

(1) 「サービス提供者」の定義

(2) 事業者と「サービス提供者」間の契約の条件

(3) 「契約業者」の定義

(4) 事業者と「契約業者」間の契約の条件

(5) 「サービス提供者」と「契約業者」の違い・関係

(6) 「第三者」の定義

(7) 「サービス提供者」/「契約業者」への開示の例外

Q10: サービス提供者のクロスコンテキスト行動広告は禁止?

Q11: サービス提供者から他に再委託する場合の条件は?

Q12: 販売先・共有先による再販売・再共有は可能?

Q13: 関連会社間の開示は販売・共有に該当しない?

Q14: 関連会社間の人事管理情報交換は販売・共有?

7. CPRA 上の「業務目的」・「商業目的」概念

Q1: 「業務目的」(business purpose)とは?

Q2: 「業務目的」に関する規則とは?

Q3: 「商業目的」(commercial purposes)とは?

Q4: 「業務目的」と「商業目的」の関係は?

8. 個人情報取得に関する事業者の一般的義務

Q1: 取得時通知義務とは? / 保存期間も通知?

Q2: 自社・他社の従業員役員に取得時通知は不要?

Q3: 間接取得者やアドネットワーク運営者の場合の通知は?

Q4: 事業者の施設内・車内での取得についての通知とは?

Q5: 目的の制限 / 保存の制限 / データ最小化?

Q6: 個人情報の開示先との契約締結義務とは?

Q7: 事業者と開示先その他第三者との責任関係は?

Q8: 販売先・共有先以外の第三者については契約書不要?

- Q9: 合理的セキュリティ措置実施義務とは?
- Q10: 高リスク処理のセキュリティ監査/リスク評価とは?
- Q11: 営業秘密も通知・公表・開示?
- Q12: 開示請求等の対象に他人の情報が含まれる場合は?

9. プライバシーポリシー

- Q1: プライバシーポリシーの公表方法・頻度は?
- Q2: プライバシーポリシー記載事項は?
- Q3: 読み易さ/障害者配慮/言語等について決まりは?
- Q4: “Do Not Sell~”リンクは?

10. 開示請求

- Q1: 開示請求権とは?
- Q2: 開示請求できる情報は?
- Q3: 開示する情報は過去何か月分?
- Q4: 開示請求の方法は?
- Q5: 請求者の本人確認は?
- Q6: 請求された情報の開示方法は?
- Q7: 開示するカテゴリーの記載方法は?
- Q8: 個人情報自体の開示方法/データ・ポータビリティは?
- Q9: サービス提供者/契約業者が取得した個人情報とは?
- Q10: 開示請求への対応期限・費用は?

11. 削除請求

- Q1: 削除請求権とは?
- Q2: 削除請求の方法/本人確認は?
- Q3: 削除請求への対応は?/開示先へは?
- Q4: 削除請求された場合サービス提供者・契約業者は?
- Q5: DMP/クロスコンテキスト行動広告の場合は?
- Q6: 削除を拒否できる場合は?
- Q7: 削除請求への対応期限・費用は?

12. 訂正請求

- Q1: 訂正請求権とは?
- Q2: 訂正請求の方法/本人確認は?
- Q3: 訂正請求への対応は?
- Q4: 訂正の請求・対応の具体的ルールは?
- Q5: 訂正請求への対応期限・費用は?

13. 消費者のオプトアウト権・オプトイン権

- Q1: 販売・共有のオプトアウト権とは?

- Q2: 16歳未満消費者についてのオプトインとは？
- Q3: オプトイン／「同意」／「ダークパターン」とは？
- Q4: 「非パーソナライズ広告」のための開示のオプトアウトは？
- Q5: 位置情報による広告目的の開示はオプトアウト可？
- Q6: オプトアウトされたら何もできない？
14. 機微個人情報の利用制限請求権
- Q1: 機微個人情報の利用制限請求権とは？
- Q2: 機微個人情報の非プロファイリング利用は？
- Q3: 請求を受けた場合事業者は？
- Q4: 請求を受けた場合サービス提供者等は？
- Q5: 機微個人情報に関する規則とは？
- Q6: 位置情報の位置追跡・広告目的の利用開示は禁止可？
15. オプトアウト／利用制限への対応
- Q1: “Do Not Sell or Share~/Limit the Use~”リンクとは？
- Q2: 「オプトアウト設定信号」とは？
- Q3: 信号に反した個人情報の利用開示が必要なときは？
- Q4: 「オプトアウト設定信号」等に関する規則とは？
- Q5: オプトアウト／利用制限全般に関する規則とは？
- Q6: 販売・共有・他目的利用への同意の再要求は？
- Q7: 個人情報開示先の対応は？
- Q8: 個人情報開示先に関する事業者の責任は？
16. 権利行使を理由とする差別・報復の禁止
- Q1: 権利行使を理由とする報復・差別の禁止とは？
- Q2: 経済的インセンティブの扱いは？
- Q3: 具体的なインセンティブ実施条件は？
17. 自動意思決定・プロファイリングに関する権利
- Q1: 自動意思決定・プロファイリングに関する権利とは？
18. 事業者の研修／記録義務
- Q1: 事業者の研修義務とは？
- Q2: 事業者の記録義務とは？
19. CPRA の適用除外・例外
- Q1: CPRA 上の義務が他の権利義務等と抵触する場合は？
- Q2: 他法適用による適用除外とは？
- Q3: 自社従業員・役員情報の適用除外は？
- Q4: 他社従業員・役員情報の適用除外は？
- Q5: CPRA で新規追加された適用除外は？
20. CPRA 違反に対する救済と制裁

- Q1: 消費者の私的訴権とは？
- Q2: 行政執行とは？
- Q3: 消費者プライバシー基金とは？
- Q4: 州司法長官による民事制裁は廃止？
- Q5: 保護庁と州司法長官の執行の関係は？
21. カリフォルニア州プライバシー保護庁
- Q1: カリフォルニア州プライバシー保護庁とは？
- Q2: 保護庁の構成は？
- Q3: 保護庁の委員の資格要件・義務・権限は？
- Q4: 保護庁の委員の任免は？
- Q5: 保護庁の委員の報酬は？
- Q6: 保護庁の業務執行体制は？
- Q7: 委員会閉会中の保護庁の代表は？
- Q8: 保護庁の任務は？
- Q9: 保護庁による違反調査は？
- Q10: 保護庁による審問開始の手続要件は？
- Q11: 保護庁による審問手続および決定手続は？
- Q12: 保護庁の調査権限は？
- Q13: 保護庁による行政措置開始期限は？
- Q14: 行政制裁金の強制徴収手続は？
- Q15: 行政制裁金徴収判決の申立手続は？
- Q16: 保護庁の決定を争う手段は？
- Q17: 保護庁の予算は？
22. その他 CPRA の規定
- Q1: 脱法行為の禁止とは？
- Q2: 権利放棄特約の禁止とは？
- Q3: 消費者との紛争について仲裁条項は無効？
- Q4: CPRA 改正の制限とは？
- Q5: 分離可能性(Severability)とは？
- Q6: 州・州職員の CPRA 合憲性防御義務とは？
- Q7: CPRA の解釈原則は？
23. 個人情報の広告利用へのコントロール権(まとめ)
- (1) 販売・共有のオプトアウト権／オプトイン
- (2) 「機微個人情報」の利用制限請求権
- (3) “Do not~/Limit~”リンク又はオプトアウト設定信号
- (4) 削除請求権の広告コントロール効果

- (5) 「非パーソナライズ広告」のコントロール
- (6) 「正確な位置情報」の広告利用のコントロール

#### 第4章 他の米国プライバシー保護法

- Q1: 米国全体の状況／連邦プライバシー法の動向は？
- Q2: CPRA と他のプライバシー関連法との関係は？
- Q3: 加州憲法上のプライバシーに関する権利とは？
- Q4: 加州顧客情報記録法とは？
- Q5: 加州オンラインプライバシー保護法(CalOPPA)とは？
- Q6: 加州 Shine the Light 法とは？
- Q7: 加州の未成年者の投稿削除権に関する州法とは？
- Q8: 連邦児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)とは？
- Q9: 連邦「公正信用報告法」とは？
- Q10: 連邦「金融サービス近代化法」とは？
- Q11: 加州金融情報プライバシー法とは？
- Q12: 連邦の医療個人情報に関する法律とは？
- Q13: 加州医療情報秘密保護法とは？
- Q14: 連邦「運転者プライバシー保護法」とは？
- Q15: ネバダ州の販売オプトアウト法とは？
- Q16: バーモント州「データブローカー規制法」とは？
- Q17: 各州のデータ侵害通知法とは？
- Q18: ニューヨーク州「SHIELD Act」とは？
- Q19: イリノイ州生体認証情報プライバシー法とは？
- Q20: FTC 法第5条とは？
- Q21: 加州不公正競争防止法とは？
- Q22: 加州消費者法的救済法とは？

著者略歴

著者発表論文一覧